

商品概要説明書

1. 預金商品名	きみしん相続定期預金	
2. ご利用可能な方	<p>相続手続き完了後 1 年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方</p> <p>※相続手続き完了（遺産分割協議の終了等）の判定は相続手続き完了日（相続預金の口座入金、不動産・株式等の名義変更）または相続財産受取日のいずれかの日から計算いたします。詳しくは下記 14 の相続定期預金作成可能期間の考え方を参照ください。</p> <p>※他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も対象となります。</p> <p>※相続により取得した現金・預金の他、死亡保険金、不動産、株式などの換金代金も対象となります。</p> <p>※相続定期預金の作成には、後記 4. の書類が必要となります。</p>	
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間 1 年 ・ お預け入れ時に元金継続または元利継続をお選びいただけます。 ・ 相続定期預金としてのお取り扱いとは初回の満期時までとなり、自動継続後は通常の定期預金としてお取り扱いいたします（自動継続後の金利に上乗せ金利は適用されません）。 	
4. 必要書類	<p>ご本人様確認資料・お届出印のほか、以下①から③の内容が確認できる資料をお持ちください。</p> <p>※なお、当組合で相続手続きをされた方は、以下の確認書類は不要です。</p> <p>①金融機関での相続手続き完了時期 例 i : 金融機関に提出した依頼書の写し 例 ii : 被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し</p> <p>②お預け入れされる方が相続人または受遺者であること 例 i : 戸籍謄本の写し 例 ii : 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言等検認済みのもの）の写し</p> <p>③お預け入れ原資を相続により引き継いだこと 例 i : 金融機関発行の領収書等の写し 例 ii : 遺産分割協議書の写し 例 iii : 保険会社より送付される「支払通知書」</p> <p>※契約時に追加の資料をご提出いただく場合がございます。詳しくは営業店までお問合せください。</p>	
5. 預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	100 万円以上（1 円単位）
6. 払戻方法	満期日以後に元金とお利息を一括して払い戻しいたします	
7. 利 息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預け入れ時の預入期間 1 年物の店頭表示金利に年 0.2%（※）上乗せした金利を満期時まで適用します。 ※金利環境の変化等により、予告なく内容・条件を変更したり、お取扱いを中止する場合があります。 ※他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。
	(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括してお支払いいたします。 ・ 元金継続時におけるお利息は、ご指定の普通預金口座にご入金いたします。
	(3) 計算方法	付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。
8. 税 金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）</p> <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p> <p>*マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>	
9. 付加できる特約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といえます。）を利用することができます。 	
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	満期前に解約する場合は預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算します。	

11. 預金保険制度	<p>・この預金は預金保険制度の付保対象預金です。 (当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計(合算)して、1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>
12. 金利情報	<p>・店頭備え付けの金利表示画面または当組合ホームページをご覧ください。 【ホームページ https://kimishin.jp/】</p>
13. 苦情処理措置・指定紛争解決機関	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：君津信用組合お客様相談室】 電話：0438-20-1122 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://kimishin.jp/</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記君津信用組合お客様相談室または下記窓口までお申し出ください。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 1 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 2 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)</p>
14. 相続定期預金作成可能期間の考え方	<p>【相続定期預金作成可能期間の考え方】</p> <p>The diagram shows a horizontal timeline with an arrow pointing right. Key dates are marked above the line: 12/16, 2/23, 3/15, 3/20, 6/10, and 3/14. Below the line, three vertical boxes mark '相続発生日' (12/16), '相続手続の完了日' (2/23), and '相続財産の受領日' (3/15). From 3/15, two paths branch out: one to 3/20 with a box '相続した預金で相続定期を100万円預入', and another to 6/10 with a box '相続した土地を売却した資金で2000万円預入'. A dashed line from 3/15 to 3/14 is labeled '1年以内'.</p>
15. その他	<p>・お預け入れは、お一人さまにつき、当組合本支店のうちいずれか1店舗といたします。 ・一部払い戻しはお取り扱いできません。</p>